

2025 年 4 月 1 日

合併に関する事項（事後開示事項）について

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
日本製鉄株式会社
代表取締役社長 今井 正

当社は、日鉄鋼管株式会社（以下「日鉄鋼管」といいます。）との間で、2025 年 4 月 1 日、当社を存続会社、日鉄鋼管を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する事後開示事項（会社法第 801 条第 1 項、会社法施行規則第 200 条）は、以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 消滅会社（日鉄鋼管）における手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続について

日鉄鋼管の株主は、同社の特別支配株主である当社のみであったため、会社法第 784 条の 2 に定める吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続について

日鉄鋼管の株主は、同社の特別支配株主である当社のみであったため、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続について

日鉄鋼管は、新株予約権を発行していなかったため、会社法第 787 条第 1 項に定める新株予約権の買取請求について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）

日鉄鋼管は、2025 年 2 月 17 日、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、官報公告及び電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間内に本合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社（当社）における手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続について

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併に該当するため、当社の株主は、会社法第 796 条の 2 に定める吸収合併をやめることの請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の買取請求）の規定による手続について

当社は、2025 年 2 月 17 日、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定による公告を行いました。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併に該当するため、当社の株主は、会社法第 797 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求をすることができません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続について

当社は、2025 年 2 月 17 日、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、官報公告及び電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間内に本合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が日鉄鋼管から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併により、日鉄鋼管からその権利義務の全部を承継しました。

5. 日鉄鋼管が備え置いた書面に記載された事項

日鉄鋼管が会社法第 782 条第 1 項の規定によりその本店に備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除きます。）は別紙のとおりです。

6. 本合併の登記をした日

2025 年 4 月 1 日

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

2025 年 2 月 17 日

吸収合併にかかる事前開示書類

東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 3 号
日鉄鋼管株式会社
代表取締役社長 新城 晃

当社は、2024 年 9 月 24 日開催の取締役会において、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、完全親会社である日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、日本製鉄との間で、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

本合併に関する事前開示事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条）は、以下のとおりです。

1. 本合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙 1 記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項）

日本製鉄は、本合併に際して、当社の株主に対して日本製鉄の株式に代わる金銭を交付しませんが、本合併は完全親子会社間の合併であることから、相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び同条第 4 項）

前項に記載のとおり、合併対価の交付は行われないため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び同条第 5 項）

該当事項はありません。

5. 日本製鉄に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

日本製鉄は有価証券報告書及び半期報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」の閲覧サイトのほか、次の日本製鉄のホームページよりご覧いただけます。

<https://www.nipponsteel.com/ir/individual/meeting.html>

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

・ 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使

日本製鉄は、2024 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、発行済株式総数が 124,177,447 株、資本金及び資本準備金がそれぞれ 149,720 百万円増加しております。

・ 日鉄ステンレス株式会社との合併

日本製鉄は、2025 年 4 月 1 日を効力発生日（予定）として、完全子会社である日鉄ステンレス株式会社を吸収合併することに関し、2024 年 10 月 11 日開催の取締役会決議により決定しました。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項）

該当事項はありません。

7. 日本製鉄の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

2024 年 3 月 31 日現在、当社及び日本製鉄の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、次のとおりです。

	当 社	日本製鉄
資産の額	85,243 百万円	6,589,405 百万円
負債の額	26,576 百万円	4,208,424 百万円
純資産の額	58,667 百万円	2,380,980 百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における日本製鉄の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

これに加え、日本製鉄の収益及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、同社が本合併により承継し負担することとなる当社の債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以 上